

盛岡市プレスリリース

令和4年6月7日 市民部 健康保険課

市政記者クラブ加盟社 各位

後期高齢者医療保険料に係る相続人への還付未処理 について

後期高齢者医療保険料の還付事務の未処理により、次のとおり保険料の還付をしていない事案が あったため、その内容についてお知らせいたします。

1 概要

令和3年度後期高齢者医療保険料の特別徴収において、被保険者の死亡により保険料を還付すべきところを、令和3年5月から令和4年4月までの事務が一部適切に行われていなかったため、相続人代表者1,099名に対し9,764,400円の還付未処理が判明したものです。

2 発生の原因等

- (1) 保険料の還付処理の流れ
 - ① 日本年金機構から送付される還付対象者通知から、「相続人への還付可否データ」を作成する。
 - ② 保険料収納を管理している後期高齢者医療支援システムから「還付対象者データ」を作成 する。
 - ③ ①及び②を表計算ソフト (Microsoft Excel) 上で突合し「還付対象者ファイル」を作成する。
 - ④ ③の「還付対象者ファイル」から、還付対象者の未納保険料を確認し、還付金額を確定する。
 - ⑤ 相続代表者が指定した口座へ還付金を振り込む。
- (2) 環付未処理の原因
 - ① (1) の①のデータ作成を一部行っていなかった。
 - ② (1) の③において、表計算ソフトの年度設定を一部誤っていた。
- 上記の原因により、「還付対象者」が抽出されていなかった。
 - ③ 複数名での対象者の抽出チェックが行われなかったため、還付事務の未処理を把握できなかった。
- 以上により、還付事務が適切に行われていなかったものです。

3 今後の対応

相続人代表者 1,099 名に対しまして、今回の経緯及び還付金額等を記した謝罪文を郵送し、準備ができ次第、速やかに指定された口座へ還付金の振り込みを行います。

4 再発防止策

還付対象者の抽出について、複数名での確認を徹底するとともに、作業工程の改善を図り、同様の誤りを起こさないよう、再発防止に努めてまいります。

【問合せ先】

市民部健康保険課長 熊谷 弘徳 TEL: 019-626-7527